

平成23年度東京都税制調査会（第6回小委員会）
議事録

日 時 平成23年10月17日（月）

場 所 都庁第一本庁舎 33階南側特別会議室S6

平成23年度東京都税制調査会（第6回小委員会）

平成23年10月17日（月）10：04～12：10
都庁第一本庁舎 33階南側特別会議室S6

【小委員長】 皆さん、お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまから平成23年度東京都税制調査会第6回小委員会を開催させていただきます。

それでは、本日のテーマの審議に入ります。本日は、第4回及び第5回の小委員会の議論を踏まえまして、全体の答申案を用意しておりますので、これについてご議論をいただきたいと思っております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【税制調査担当課長】 それでは、事務局から資料の説明をさせていただきます。答申案文の資料をご覧ください。表紙1枚おめくりいただきまして、最初に目次がございます。ここでは構成について簡単に説明をします。構成につきましては、前回の9月30日の小委員会のご議論を踏まえまして、一部修正をしております。その点をご説明をさせていただきます。

「はじめに」の後に「Ⅰ 税制改革の視点」です。その中で3の（1）のところに「少子・高齢社会に対応した税制」ということで修正をしております。先日の素案では、4として独立しておりましたけれども、3の（1）に入れ込む形、これまでの中間報告と同様の構成に修正をしております。次に「4 環境を重視した税制」、「5 震災復興・防災都市づくりと税制」と続けております。

次に「Ⅱ 税制改革の方向性」、右側のページに行きまして、「Ⅲ 温暖化対策税の検討」、「Ⅳ 震災復興・防災都市づくりと税制」、最後に「Ⅴ その他」という構成となっております。

続きまして答申案本文の説明をさせていただきます。まず、第5回小委員会でご議論いただきました、地方分権、税制改革のあり方にかかる部分につきまして、まとめて説明をさせていただきたいと存じます。こちらにつきましては、小委員会での議論を踏まえて修正を行っております。本日は主な修正事項を中心に説明させていただきたいと存じます。また、前回資料から修正した部分につきましては下線を引いてございます。

まず、1ページで「はじめに」がございます。こちらは全体に関わる部分でございますが、今回、案文として新規に加えたところでございます。前回の小委員会での議論を踏まえまして、これまでの検討経緯に加えまして、東日本大震災の関係にも触れた形でまとめております。

続きまして3ページから、税制改革の視点のところですが、主な修正点、めくっていただきまして7ページになりますが、「3 時代に対応した『公平』の実現」の中で（1）として少子・高齢社会に対応した税制を入れてございます。次の8ページになりますが、下線のところは、社会保障・税一体改革成案に関する議論のところでございますが、こちらは前回の小委員会でご指摘のありました大上段の視点との書き分けなど、ご議論を踏まえまして修正をさせていただいております。

続きまして、社会・経済の活力を高める税制のところですが、こちらは10ページの下段になります。21年度の中間報告のまとめ方と同様の形でプレゼンスの低下について触れまして、「今直ちに必要なのは」ということで、表現を修正をいたしております。

続きまして、少し飛びますが14ページをご覧ください。「Ⅱ 税制改革の方向性」の「1 基本的考え方」、ページの下になりますが、こちらは前回の素案では標準税率の引き上げなど言葉の使い方などのご指摘をいただきましたので、表現を修正をいたしております。

次に15ページの中央になります。こちらは小委員会で、資産についてもバランス良くというご議論がございましたので、所得・消費・資産課税を含めて税制全体としてバランス良くという表現を加えております。

続きまして16ページ、3つ目のボツのところ、こちらで社会保障・税一体改革成案のところですが、ご指摘をいただいた点を踏まえまして修正をいたしております。

次の17ページの中央に、下線で課税売上高等の何%ということで、こちらの言葉の修正をいたしております。

続きまして、少し飛びますが、30ページをご覧くださいと存じます。個人住民税の給付付き税額控除の導入のところですが、この制度の前提となる課題等について加える形で修正をいたしております。

次に34ページの上のほうになります。こちらはゼロ・サムゲームという言葉を使っていたところですが、小委員会でのご議論を踏まえ、表現を修正しております。

続きまして、36ページの中央、地方交付税のところですが、これまでの制度見直しの経過を加える形で文章を修正いたしております。

次に36ページの一番下です。22年度の間接報告にありました一括交付金についての記述を、その後の制度改正の状況を踏まえた形で加えさせていただいております。

次に、最後に飛びまして、72ページ、「V その他」でございます。一番下のところですが、ご議論をいただきました相続税につきまして、「地域の行政サービスに対する還元という観点から、一部地方税化することも考えられる」という形で加えさせていただいております。地方分権、税制改革部分の主な修正事項としては以上でございます。

なお、配付しております参考資料は、答申の巻末資料の案でございます。こちらは、中間報告からの新規追加項目は2点で、目次で言いますと3ページ、20ページの資料でございます。こちらの資料は後ほどご覧いただければと存じます。地方分権・税制改革のあり方の部分の説明は以上でございます。

【税制調査課長】 それでは、引き続き温暖化対策税と震災復興・防災都市づくりの部分についてご説明いたします。

この2つの部分については、今年度分科会でご検討いただいております。その内容について、概要ということで第4回小委員会でご報告したものでございます。基本的にはそこでお示ししたものを文字起こすような形で作成させていただいております。

まず、「Ⅲ 温暖化対策税の検討」についてですが、こちらは昨年度、かなりのところまでご議論いただいております。それを踏襲する形でまとめてございます。昨年度からの主な変更点としては、38ページのところですが、3つ目のボツのところに、国の考えている地球温暖化対策税の案に対する記述がございまして、ここは、国のほうで税制改正関連法案を提案しているという状況を更新したものでございます。

続いて、しばらく進んで、49ページでございます。49ページの上から3行目以降ですが、東日本大震災があって、原子力発電所の事故もありました。その辺りの状況を温暖化対策税との関係で書き加えたものでございます。国においてはエネルギー政策の見直し等の議論も進められて、温暖化対策の全体像とその方向性も整理されるものと思われるということです。そのエネルギー政策の動向によって、二酸化炭素の排出量はこれまでの想定よりも増えることも考えられるけれども、速やかに十分に議論をしたうえで、国民的な理解のもとに温暖化対策を進めることが重要であるという記述を加えております。

温暖化対策税については以上でございます。

続いて「震災復興・防災都市づくりと税制」についてでございます。お手元の配付資料の「震災復興・防災都市づくりと税制に関する資料」というA4のつづりがあると思いますが、そちらをご覧いただきたいと思います。

1ページですけれども、第4回、第5回小委員会において提起された課題を整理したものでございます。「1 震災復興・防災都市づくり」ですけれども、震災復興・防災都市づくりをどのようにとらえるのかについてご議論をいただきました。被災地の復旧・復興があつて、都における被害に対する復旧・復興もあるだろうと。さらに、将来に向けて全国的に防災性を高めていくという議論があるのではないかとといったようなご指摘をいただいています。

復興財源については、政府において議論が進んでいますが、その中で地方税はどのようになっているのかというお話をいただきました。また、東京都における被災地の支援はどんなことをしているのかというお話が前回ございまして、資料をご説明しようと思うのですが、2ページ目、それをまとめたものでございます。人的支援、物的支援、被災者受け入れといった形で、このような支援を行っております。

続いて1枚おめくりいただきますと、都における被害状況でございまして、東京都の場合でも、人的被害では、九段会館の事故等もありましたし、液状化についても56棟に被害が出ています。今回、大きくクローズアップされたのが帰宅困難者、電力供給の問題等でございます。

こちらを踏まえて、答申案文の1ページ、「はじめに」というところをご覧いただきたいと思うのですが、前回、震災復興のとらえ方は、例えば国と地方の分権のあり方についてや、経済も含めて大きなとらえ方が必要なのではないかといったようなお話もいただいております。1ページの4段落目あたりで、その点を記述しております。東日本大震災が大きな被害をもたらして、最も重要な課題は被災地の復旧・復興なのだけれども、被災地以外の地域も含めた防災性の向上、コミュニティーや絆の形成、激しい国際競争下における我が国経済のプレゼンスであるとか産業構造、エネルギー戦略、電力供給制約と社会経済活力の両立等を我が国の持続可能性に対して極めて重要な課題だと、やや広目にとらえております。

その下の5段落目、「また」以降のところ、分権についてのお話がありましたので、その点に触れておまして、復興において画一的な構想ではなくて、地域の特性に応じた進め方をしようということがありました。また、今回、被災地の支援ということで、自治体間で横の動きもありましたというようなことを書き加えているところでございます。

続いて、案文の11ページからのところでございます。「5 震災復興・防災都市づくりと税制」というところですが、先ほどあったように、1段目のところで、地域を越えて非常に大きな被害が起きているということを書いて、2段目のところで、被災地の復旧・復興が非常に大事だということを書いてあります。3段目のところで、首都圏においてもさまざまな影響があつて、4段目のところで電力の問題をここでは大きな問題としてとらえているということが書いてございます。一番下の5段目のところからは、被災地の復旧に関するところは国費が出たり、あるいは地方交付税の措置があつたりします。復興に関する部分では、復興増税、政府のほうで検討が進んでいます。そういったことをとらえて、その下ですが、ここでは、被災地以外の防災性の向上をメインに検討していますといったことを書いてございます。

また、先ほどご覧いただいた資料のほうに戻りたいと思うのですが、「復興財源等としての税制措置」という図がございます。こちらは政府税制調査会等の資料をもとに作成した、政府で現在検討されている復興増税の案でございます。全体として復旧・復興対策事業が19兆円あつて、B型肝炎の対策であるとか、年金財源の転用したものの穴埋め等があります。そこに対して補正予算は6兆円既に組まれていて、歳出削減や税外収入が5兆円、長期的には7兆円と言われています。臨時増税としては11.2兆円、ないし9.2兆円というようなことが言われています。

その中で右側をご覧ください、地方税と国税というふうに分けてございますが、所得課税とたばこ税でございます。地方税の部分は個人住民税と地方たばこ税でございます、個人住民税で均等割を年間500円引き上げることと、昨年末に、給与所得控除等の見直しの税法改正がなされるという提案がされていたのですが、それはまだ成立しておりませんで、その部分をここの財源としてという考え方で給与所得控除等の見直しが入ってございます。地方たばこ税については、1本あたり1円の引き上げでということでございます。

この地方税の用途についてですが、復興に関する税制改正大綱が、先日まとまりましたけれども、その中では、全国的に、かつ緊急に実施する防災のための事業等の実施により見込まれる、各地方公共団体の歳出の増加に充てるために必要な財源を確保するため、税制措置を講ずるものとするという言われ方をしています、各自治体の防災の事業のために使うといった整理がされているところでございます。

続いて、こちらの表に戻っていただいて、そのほか、電力需給構造の転換ということで、震災復興・防災都市づくりの関係で電力供給が落ちていきますということです。その中で電力需要を抑えていく動きが重要で、そのための課税について、温暖化対策税のかけ方とは別にどういうかけ方があるかということ、今年度検討したものでございます。

2という項目がありますけれども、第4回小委員会で、温暖化対策税とピークカットのための電気課税とはどういう関係に立つのかというお話がございました。また、料金を引き上げるのではなくて、課税を選択するのはどうしてなのかというお話がございました。さらに、その電気への課税をした場合に、他の諸々の税も動くだろうけれども、その際、トータルとして税収はどんなふう動くのかというお話をいただいております。

まず1点目の温暖化対策税とピークカットのための電気課税との関係については、案文のほうの60ページをご覧くださいと思います。こちらの三つ目のポツのところ。最大電力需要抑制のために電気に課税する場合、温暖化対策税における電気への課税との整理が必要であるとしたうえで、温暖化対策税は中長期的に温暖化対策として継続的に実施すべきものである一方、ピークカットのための電気への課税は当面の間の対応として導入を検討するものであると、まず期間的な違いを述べています。そのうえで、目的・効果の面からは、いずれも電力消費の抑制を図るものであり、その効果は互いに矛盾せず、あわせて導入することも可能と考えられるが、その場合には過大な負担が生じることがないように、導入期間、時期、それぞれの負担水準等に十分配慮すべきであるというような整理をしております。

続いて、料金値上げでなくということにつきましては、同じく60ページの二つ目のポツのところですが、価格の引き上げについては課税によるほか、電力料金の引き上げも考えられる、としたうえで、課税の場合、税収を活用して施策による公共目的の実現が可能なのだということを記述しております。需要抑制に加えて、再生可能エネルギーの導入等々で、分散型の電力供給の促進も図れるので、2つのメリットの実現がねえますというのが1点です。

「また」以下のところでは、需要抑制であるとか、分散型供給で電源を分散することは、電気事業者の利潤最大化という動きとはなかなか適合しづらいので、自発的行動では難しいのではないかと書いたことを書いてございます。

また資料のほうに戻っていただきまして、「電気への課税による国・地方への税収への影響」という横の図がございます。シミュレーションまではなかなか難しいということで、大ざっぱな計算になっています。前提が左の四角にあります、課税によって電力の価格が現状の価格から5%上がるとした場合の概算です。上げ方は本当はいろいろありますが、仮に価格が全体的に上がったらどうなるかという計算です。価格弾力性が0.42（長期）です。電気料金、電力会社の経費、発電のための燃料構成は、本当は動く

かもしれませんが、仮に動かないとすると、5%で掛けると税収が7,662億円入ることになります。電力消費量は5%掛ける0.42で、2.1%下がってきて、そうすると電力会社の収入は2.1%下がることになります。

法人税については、所得額の30%となっていますので、2.1%売上が減った分にどれだけ税がかかっていたかと計算すると、右にあるような数字になって、その17.3%の法人住民税は右にあるような金額になります。法人事業税は収入割になっていますので2.1%下がり、消費税、電源開発促進税も電力消費量の減少に伴い2.1%下がります。石油石炭税は、電力消費量が減った分がそれぞれどんな燃料から発電されていたかを計算すると、各燃料で、大体これぐらい減るのかなといったこととございます。

非常に大ざっぱなのですが、入ってくるものが7,662億円で、下がるものが1,440億円ということですので、トータルとして増えることになるのではないかと、という感じになっております。

説明は以上でございます。

【小委員長】 ありがとうございます。

まず、今、事務局から説明をいただきましたので、ご意見をいただく前に、今の説明についてご質問がございましたら、よろしいでしょうか。〇〇委員、どうぞ。

【委員】 72ページの今回、新たに加えられた部分についてですが、相続税を一部地方税化することは、かつての中間報告等にかかれていたことなののでしょうか。

【小委員長】 これは昨年、一昨年の中間報告には、書かれておりません。前回の小委員会でも、相続税に関してもこういうことを提言してはどうか、という意見が出されておまして、案文として出てきたのは今日が初めてです。

【委員】 議論はまた後でということですね。今は確認だけで結構です。

【小委員長】 ほかはいかがでしょうか。

それでは、よろしければ、この答申案についてご意見をいただきたいと思っております。非常に長いものなので、大きく2つに分けて、前半は、先に説明いただいた部分、つまり、答申案の目次で言いますと、「はじめに」もそうですけれども、「Ⅰ 税制改革の視点」の1から3まで、それから「Ⅱ 税制改革の方向性」、それから飛びまして、最後の「Ⅴ その他」ということで、いわゆる税制の抜本的改革に関する部分についてまずご意見をいただきたいと思っております。これにつきましては、前回、いろいろご意見をいただいて、下線を引いた部分について今回、修正を加えたということとございますので、この点について改めて確認の意味を含めてご意見を伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。〇〇委員。

【委員】 単純な言葉のことで教えていただきたいと思っております。案文の14ページ目の今回修正されたところに下線が引いてあると思うのですが、下から5行目から4行目にかかる部分に法定税率について書かれています。ここで言っている法定税率は、いわゆる国税五税を入れるときの基準税率のことなのか、いわゆる標準税率を引き上げるという意味なのか教えていただきたいと思っております。

【小委員長】 ここは、地方税の税率です。地方交付税については、法定率という言葉がよく使われていますが、それには税というのは入っていないと思っております。これは、地方消費税であれば一定税率ですし、例えば住民税などは標準税率なので、それを一律と標準を両方合わせて法定税率と呼んだという意味です。

【委員】 わかりました。

【小委員長】 ほかにいかがでしょうか。〇〇委員。

【委員】 また単純なことで恐縮ですが、17ページのアンダーラインが引いてあります、「課税売上高等の何%」というのは、消費税のことを書いていますよね。そうすると、課税売上高ではなくて、課税売上高から課税仕入等を引いた差額でないと、小売売上税と同じになって不正確だと思うのですが、これ

でいいのだろうかという感じがします。課税標準等の何%ならよくわかるのですが、仕組みからいうと、疑問が出るのではないかという感じです。

【小委員長】 この表現についてはいかがでしょうか。これは事務局のほうで調べていただいたのですが、いかがですか。

【税制調査担当課長】 前回の資料では、課税資産の譲渡等の対価の額としておりまして、この言葉の使い方がいかがかというご指摘がございました。消費税から独立して課税標準を定めまして、その何%というふうにかけるようにしたいということで記載しております。

【委員】 それと課税売上とは違いますよね。

【小委員長】 ○○委員。

【委員】 ご説明があって、今、調べてみたのですが、確におっしゃるとおりなのですが、ある意味での簡略した言いならわしというのでしょうか、課税売上高という言い方を、消費税の課税標準等に見立てた表現がいくばくか流通しているという雰囲気を感じられまして、厳密にはまさに課税資産の譲渡等というふうを書くのだと思います。

私はここについて、課税資産の譲渡等という言葉が消費税の課税標準である、ということが一般的に読み手に認識されているかどうか疑問だったもので、前回コメントを申し上げました。注を入れるわけにもいきませんが、修正案までを考えないといけない時期にあると思いますので、修正案としては、もし課税売上高等という言葉がよろしくないということであれば、「(消費税の課税標準とされる)課税資産の譲渡等の対価の額の何%」という言い方ならば、それは消費税の課税標準と同じ課税標準に、独立して税率を付すということなのだというニュアンスが出るのではないかと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。それでは、この点は表現を工夫させていただきたいということで、こちらにお任せさせていただきたいと思います。どうもお二方、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。○○委員。

【委員】 細かいことですが、見出しと本文と関係するのですが、「Ⅱ 税制改革の方向性」とありますが、この中には「6 地方財政調整制度」が入っていますので、「税財政改革の方向性」のほうがよいのではないかという感じがしております。

それと、地方財政調整制度の中で36ページのところですが、ここでポツの二つ目の2行目、地方交付税は、国による政策誘導の手段として用いられてきたとありますが、「政策誘導の手段としても」と書いたほうがよいのではないかと思います。

以上2点です。

【小委員長】 二つご意見をいただきました。一つ目は、章のタイトルですので、これは非常に大きな問題です。二つ目のほうはそのとおりだと思いますので、「も」という字を入れさせていただきたいと思います。

一つ目のほうについては、いかがでしょうか。第2章は全体としては税のことが書いてあるのですね。それとの関連で地方財政調整をするということで、第2章の後ろについているという形になっています。

この点の扱いについては、22年度の間接報告では21年度から少々変えています、今回の案文では、22年度の延長でこの構成をつくっているということでもあります。

全体としては、税制調査会答申ということですので、税を論じているという中に、地方財政調整が含まれているということでおさめていくので、私としては、今のままでやらせていただきたいのですが、いかがでしょうか。

【委員】 あまりこだわりません。

【小委員長】 それでは、その点は原案どおりにさせていただきたいと考えます。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。〇〇委員、どうぞ。

【委員】 少し教えていただきたいのですけれども、33ページの(3)で財源調整論という言葉があるのですけれども、これは一般的な用語なのかどうなのか。ちょっと私、よくわからないのですけれども、書かれている内容はいろいろな財政調整に関わるさまざまな議論という程度だとは思いますが、財源調整という概念が一体何を意味しているのか教えていただければと思います。

これを少々独特な用語で使う人がいますので。あるいは、地方交付税法の独特の解釈で言う場合があるので、あの解釈も、いわゆる主務官庁とかの解釈とは違うのですけれども、独特な解釈も流布しているよくわからない概念なので、この言葉を使うのはどうなのかというのが1点目です。

それから、2点目はその直前ですけれども、地方法人特別税について、税制の抜本改革までのとりあえずというつもりだったものを、全然進まないからもとに戻すというのは、一応、筋論としてはわかるのですけれども、ただ、実態としては、たまたま景気回復をしていた時期にやる必要があったという実態論のほうもある。景気が悪くなったから、地方法人特別税を別にやらなくても、財政調整上あまり問題がないのであれば、実態論としては問題がないと思うのです。けれども、その辺りのシミュレーションというか、これを廃止して、財政調整で行いきれないような、お金の余りが東京都に出るとは昨今の経済情勢から見るとあまり考えられないのですけれども、その辺りのシミュレーションがあるのかどうかですね。あれば、この地方法人特別税を導入した社会経済的な実態ももうなくなっているという気がします。シミュレーションといいますが、データ上のエビデンスがあればありがたいなと思います。

【小委員長】 33ページの(3)財源調整論という言葉ですが、これは、今、〇〇委員が言われたとおり、後に出てくるa、b、cに関わる、従前聞かれる議論について、ここで論じようというタイトルとして書かれています。地方交付税を議論するときに、財源保障、財源調整とよく言いますが、財源調整論というのは、実質的には財政力格差是正論の意味で使うケースがあると思います。

ここでのタイトルのつけ方は、もっと適切なものがあればそれがいいと思うのですけれども。

【委員】 財政調整に関する論点について、よくある議論が書いてあります。

【小委員長】 財政調整に関する論点。そのほうがいいですね。財政調整に関する論点と。そのほうが内容に合ったタイトルであるということであれば、そのほうがよろしいと思うので、確認のうえ、修正させていただきます。ありがとうございます。

それから、もう1点のほうですけれども、これは確かに筋論ということで書かれている部分が多いのですが、これはシミュレーションのようなものを東京都でやっているのでしょうか。地方法人特別税をもとに戻したときに、どれだけ税収が戻ってくるのかについて、都のデータがございましたら。

【税制部長】 税制の抜本改革そのものが、なかなか全容が見えてこないのですけれども、地方法人特別税がなくなった場合については、単純に譲与税がなくなって、地方法人特別税が返ってくるだけであれば、もとの形ですので、年間1,800億円とか前の状態で数字を出しているのですが、ほかのパターンについては、公式にといいましょうか、そういった数字を特に出しているということはありません。

【小委員長】 この点に関連してほかにごございましたら。

【委員】 よろしいでしょうか。

【小委員長】 〇〇委員、どうぞ。

【委員】 話が戻ってしまうのかもしれませんが、33ページ、〇〇先生からご指摘のあった財源調整のところは、確かにちょっと変なのですが、今、中身を確認してみると、財政調整のあり方は(4)

なので、(3)をよくよく見てみると、ここは地方税の拡充をうたっている節だと思うのです。地方税を下手に拡充してしまうと格差が広がってしまう一方で、東京都は都市的な財政需要がありますという話をしているところなので、ここは、財政調整の話というよりは、むしろ地方税の拡充のあり方、または必要性を論じているようなのですが、大丈夫でしょうかというのが、今、読んで気がついたところです。

【小委員長】 ありがとうございます。

それでは、このタイトルのつけ方については、私ももう1度よく読み直して、改めて検討させていただきます。〇〇委員、それから〇〇委員にご発言いただいたとおり、例えば地方税の充実と財政調整、そういう形で考えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

よろしければ、ほかに何かございましたら。〇〇委員、どうぞ。

【委員】 72ページですけれども、私は相続税について検討した小委員会の議論の場には確かいなかったと記憶しておりまして、私は直接意見を言えなかったので、今、意見を述べさせていただきますが、相続税を一部地方税化することには反対です。ですので、この書きぶりは強過ぎると思います。もちろん、そういう意見をお述べになった方がいらっしゃったということであれば、ある程度はそれは配慮されるのかもしれませんが、基本的には所得再分配の主立った仕事は国がやるべきであって、地方はその補助的なものにとどめるべきだと思います。

さらに言えば、国と地方の税源の取り合いをよせというふうに三十何ページに書いてあるということからすると、一部地方税化という言い方は、それを助長するような言い方で、ある意味でけんかを売っているみたいな言い方になっているという感じがしますので、表現を改めていただきたいと思います。

【小委員長】 この点はいかがでしょう。〇〇委員。

【委員】 これは、このメンバーの方になってからも発言しましたし、それから、以前のメンバーの方との会議でも発言していましたが、もちろん少数意見だというのは承知しております。

今回申し上げたのは、例えば、2ページ、地方自主財源の充実が税制抜本改革の柱だと。改めて当調査会としてあるべき姿を提言するのだと、こういう表現がありますね。それから、5ページですか、自主財源としての地方税の充実を図っていく必要があると。それで、地方の役割とそれを支える税財源について、地方みずからが知恵を出し合い、有効な提言をしていくと、こういうご指摘もあって、これは私はそのとおりだと思っているのです。そのとおりだしたら、以前から私が言っていた部分について少し発言をさせていただいたということでございまして、私の立場からすると、72ページは少し違うのではないかという感じがするのです。

取り上げていただいたことは結構なことなのですが、私が提言したのは、相続税の取得財産を見てみると、取得財産の種類別の価格というのはデータ的に出ているわけですが、土地が約60%です。現預金が多いのではないかと言うけれども、15%台です。有価証券でも10%ぐらいです。土地と、それから家屋、構築物、これは地方に付着しているものです。地方の恩恵を多大に受けている部分がありますね。生きている間に開発をされたとか、道路が自治体によってつくられたとか、近くに公園ができたとか、全部評価を上げる原因になるわけですし、それが最終的な相続税の課税の対象だとすれば、圧倒的な部分が地方と関係しています。これは相続財産全体を言っているわけではありませんから、その部分については、まさに地方として、亡くなったときに、あるいは贈与するときに、地方からのそれらの恩恵が評価として当然現れるということをお前提にすれば、地方に還元する部分があつてしかるべきだろうということをお、何度か申し上げたということをおです。

地方に帰属する部分はわかるかということですが、これも随分お話ししましたが、相続税の申告書に、今、申し上げた、取得者ごとに相続財産の種類別明細が出ているわけをおです。相続税申告書第15表

に出ているのですが、16表でもつくればいいのか。そうすると、東京都は幾ら、神奈川県は幾らというふうに出るわけですから。それは何ら問題ではないし、楽な作業だろうと思います。納税者にそんなに負担がかかるわけではありませんから、答申案で地方の自主財源確保を主張する趣旨からすると、それらについて提言してもいいのではないかとということです。

かつて、やはり地方は大胆に提言しているのです。例えば、明治29年にできた国税の営業税はどうだったか。やはり地方からの発言で、これは地方税に取り込まれ事業税となっているわけです。地租もそうですね。それをこういう時代にもう1回見直して、別の観点から提言するのは、東京都税制調査会の役割であって、それをしないのであれば、別に政府税制調査会に任せておけばいいわけですから。今まで論議が少なかったということですが、新しい視点からの提言が、やはり地方からの発信として求められているのではないかと私を強く感じて、何回かお話ししました。

【委員】 今のご意見の前段の部分には私も賛成いたします。地域の行政サービスに対する還元ということは、それは当然、地方自治体としてあるべきことだと思います。ただ、それは既に固定資産税があるわけでありまして、土地に対して、土地の資産価値に着目して課税する仕組みとして固定資産税があるので、もう少しそういう視点で固定資産税の課税をきちんと行えという、頑張りという、そういうようなトーンであれば、今の前段のご趣旨は反映されるだろうと。あえて相続税とおっしゃるならば、それは金融資産の部分しか基本的にはないわけでありまして、金融資産は直接的に地域の行政サービスの還元の部分に相当するものかと言われると、私は必ずしもそうではないと思います。

それと、仮に相続税に対して課税するというのであれば、今、既に課税している税率の一部をコバンザメ的に地方税化するというやり方は地方分権の時代のやり方ではない。むしろ地方消費税のところでもあったように、ある種、自主的に独立して国税は国税で取ってもいいけれども、それとは関係なく地方税は地方税としてどうあるべきかということを考えるという意味においては、一部地方税化という言い方に関してだけは少なくともそこは地方分権の時代の表現としてはふさわしくない。地方税としてもかけるべきだというぐらいに表現を改めるべきではないかと思います。

【小委員長】 少し整理をさせていただきます。今、ご発言いただいておりますことについて、72ページの線を引いた部分で、前半についてはおそらく認識は一致していると思います。後半のところについて、地方団体に対する還元を相続税の一部地方税化という形でやるのか、それとも固定資産税という、あるいは固定資産税の仕組みを使った形で何かの負担を求めるという形でやるのか、そういう表現といたしますか、手法の違いが表れているのかと思います。ご意見をいただきますが、今のところそういう見解の違いが表れているかと思います。

では、引き続きお願いいたします。

【委員】 前段のところも私の意見とちょっと違うのは、相続税の課税財産というのは土地、預貯金、有価証券、家屋、構築物、その他の財産とか、いろいろ分かれているわけですね。そのうちの大半の部分の土地や家屋、構築物というのは、まさに地方に付着しているわけです。そして、地方の恩恵を受けているわけですね。だから、答申案で高齢者がどうこうと書いてあるのだけれども、もっと重要なのは、それぞれ地域に密着している財産ということです。地域性が非常に強いわけです。地方自治体との関係で、日ごろから大変な恩恵を受けているので評価が高くなるということはあるわけで、そこに着目して相続のときに払っていただきますよというのは相続税の仕組みです。まず、その前段のところ、相続財産のうち、土地と家屋と構築物については性格が違うのではないかと、もうちょっと地方の側から着目して発言できるのではないかと、それをまず申し上げているわけです。

それから、2番目に申し上げたいのは、固定資産税があるから、そこで取ればいいのかという話ですが、そ

んなことができますか。収益還元が前提の固定資産税を相続税並みにむやみに上げてどうするのですか。対応できないでしょう。転嫁できませんから、そんなに高い固定資産税は。それは収益を還元できる中での話であって、それが今の土地の時価になっています。昔、土地については、将来上がるだろうという財産価値ばかりに着目していましたが、今、そんな土地の価格というのではないわけで、そうすると固定資産税をむやみに上げる、相続税の分まで上げるということが現実社会で可能なのでしょうか。東京都内でそんな高い固定資産税を払って、ペイできるんですか。そこがやはり、現実離れしているというふうに私は思っています。

【小委員長】 ほかの委員の皆さん、何かございますでしょうか。〇〇委員、どうぞ。

【委員】 この点、非常に奥の深い議論だと思うので難しいとは思いますが、確かに相続税の、特に土地とか建物については、まちづくりに与える影響が非常に大きいので、所得の再分配という観点以外で、一むしろ所得再分配には矛盾する方向に作用する可能性がかなりあるんですけれども、一町並みとか緑地の保全とか、いろいろな意味での作用を持っているので、自治体として少し関わられるようにしたほうがいいのかというのは、昔からある議論ではないかと思います。

しかし、バブルでもないで、それほど喫緊の大きな問題が生じていないという話も、以前に事務局より伺いましたけれども、潜在的な論点として、自治体がまちづくりの観点から、バリアフリーではなくて、一般的な意味でのまちづくりの観点から、特に土地、建物については関わるとするのは一つ、考え方としてはあり得るのではないかと思います。

それから、2点目は、所得再分配は国がやるべきだということなんです、国がやるべきということと、自治体がやらなくていいということでは、話も矛盾しないので、両方で一緒にやればよいということもあり得るので、それは議論の余地があるだろうというふうに思います。

それから、3点目は、金融資産などはどうなのかという話なんですけど、所得、消費、資産の観点から言えば、早い話、消費しなかったから資産として残ったわけでわけでありまして、その点、どう国と自治体で課税するのか。所得と消費に関しては、所得税と住民税という形で、あるいは、消費税と地方消費税という形で、国と地方の両方で取っているわけでありまして、では、資産の場合は、固定資産税と相続税というふうにすばっと分けるということが、現実的に果たしてうまく機能しているのかと考えると、さらにもうちょっと全体のバランスをとるということは十分あり得るのではないかなと思います。

地方分権だからといって税源をすばっと分けるのは、シャープ勧告が考えていたような牧歌的なものももう成り立たないわけですが、国と地方の両方でとる方法はいろいろあり得るだろうと。その場合の地方税化なのか、交付税に入れるのか、譲与税にするとかですね。しかし、譲与税とか交付税に入れたら、まちづくりの観点では作用できないので、いろいろ難しい問題があると思いますけれども、必ずしもすばっと分けるだけが必要だとは思いません。それから、土地建物だけが本当に自治体として議論すべきなのかということについては、議論の余地はある。それはむしろ金融資産などは自治体の社会保障サービスに関わってくるわけで、自治体が社会保障などをちゃんとやっていたから、お金を使わなくて家を残せたのでしょと、あるいは金融資産を残せたのでしょと、端的に言えばそういう話なので、ならばそれを相続したときに国だけが持ってってしまうのですか、地方の取り分はないのですか、という話も、それは論点としては不可能ではないということなので、いろいろ考えられるということで十分なのではないか。それ以上はもう小委員会とか設けて、しっかり議論しなければそれは無理な話で、論点出しぐらいでいいのではないかなと思います。だから、かなり幅広い話はあるのではないかなという気はします。

【小委員長】 〇〇委員、どうぞ。

【委員】 この点についてお話になったとき、私も〇〇先生と一緒に欠席をしていたと思うので申し上

げたいことがあるのですが、相続税の議論をするのであれば、贈与税をどういった形で考えるのかということも必要になってしまうのであろうなというふうに思うわけであります。これは資産の移転にかかる税という形で、もし相続税が地方税としても取られるのであれば、生前贈与、あるいは死よりも前の生きている間の贈与に対する税も地方税に組み込むのだとすれば、どのように根拠づけたらいいのかという感じがいたします。特に議論を複雑にするという意識はないのですが、その辺について、どう整理すればいいのかという点が気になります。

【小委員長】 ○○委員。

【委員】 相続税とあわせて贈与税をかけられるというのは、私も○○先生と同じ視点は持っているのですが、贈与税というのは相続税の前払いです。税制の中でどれだけの意味があるのかということですが、前払的な意味しか持たせていませんから、税収は最大でも800億円ぐらいでしょう。例えば3年以内の贈与は相続財産へ取り込むとか、そういう手続が現行でもあるのと、猛烈に高い税金ですから、贈与するときは覚悟してやらなければいけないような税金になっているので、私は地方税としては贈与税はあまり考えなかったということです。相続税の場合には、地方と非常に深い関わりを持つ土地、家屋、構築物が対象としては半分以上です。ところが、贈与税の場合には、土地、家屋の比率というのは逆転しまして、現預金が圧倒的に多いのです。半分ぐらいは現預金です。それに有価証券を足すと、現預金、有価証券の贈与で大半が占められるのです。そういうことを考えると、地方税としては贈与税のことをあまり考慮しなかったというのが私の考え方でした。

【小委員長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 ○○委員がおっしゃったところについて、確かにそういうことも考えられるという話はあるのですが、あまり垂直的に租税競争をあおる必要は私はないと思います。つまり、国と地方とそれぞれ両方とも同じ税をかけるということをあらゆる面で、正当化できるのならどっちもかけていいということにするのかどうか。そうすると、結局のところ、固定資産税だって国がかけるという話になったらどうするのかということになってくるわけです。つまり、地元の行政サービスというのは、確かに地方が主たる支出の割合を占めてはいるけれども、国だって国道をつくったりしているということからすると、決して地方だけではないという話になりかねない。そうすると、もう、固定資産税も国と地方でかけあうのかという話になってしまうと、やはりそこまで租税競争をあおるのは私は反対でありまして、そういう意味では、固定資産税は地方の財源として、地価税は出しましたけど、事実上課されていないという意味においては、これ以上、国ももうそういうようなところに手出しするなというようなニュアンスであり、相続税の部分については、ある意味で固定資産税で、相続税が課されている土地や家屋など、それを年割で払っていると。一括払いではなくて、毎年毎年払っているという形で固定資産税を取れば、別に非現実的ではなくて、多少上乘せされるという程度で、実際、固定資産税であまり超過課税をしていないわけですから、そういうようなところできちんと超過課税をすれば、若干の税率アップになるかもしれない。

もちろんそれは本当に上げていいのかどうかというのは、これは当然、住民の判断を仰がなければいけませんけれども、それとともに相続税の、確かにまちづくりに与える影響というご指摘がございましたけれども、それはそのとおりであると思います。ですから、相続税ができるだけまちづくりにゆがみを与えないように課税してくださいという、そういうような形で提言を出すということであれば、それはそれとして私は賛成できます。

ただ、一部地方税化という言葉は、私はまた同じことを言いますけれども、やはり国が取っている税のうちの一部をよこせという言い方に聞こえるということで、国は国として課税するなら、それはそれでやってもいいけれども、地方は地方で、地方のニーズにマッチする形で税を取るという発想を基本的には貫

くべきだろうと思います。

【小委員長】 いろいろなお意見をいただき、ありがとうございます。まちづくり、あるいは高齢者向けサービスなど、地域への還元という観点から、いろいろな形で資産課税の面で地方税がもう少し大きな役割を果たすべきではないかということについては、大きな異論はないのではないかと思います。ここでの書き方がどうも税源移譲のような書き方であり、それはよろしくないということは、確かにそうかと思います。

既存の税目として、国税の相続税、贈与税との関連、あるいは地方税の部分では固定資産税、あるいは不動産取得税というものがございます。そういった既存の税目をどこまで使えるのかということも考えなければいけないので、今の段階で新たに分科会をつくってというわけにはいきませんが、ここの表現を考えさせていただきたいと思います。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 既存の税目の話だけではないと思うので、おそらく相続税について、もう少し構成をし直して、既存の固定資産税はこれ以上、上げるのはなかなか難しいと思うので、相続税を地方に移すという話とは比べものにならない話だと思います。例えば土地家屋について相続があったときに、今は相続税も土地家屋分ですけれども、何かの組み直しなども本当は考えられるのかもしれませんが、そんなことをやり出したらとても今回の報告書では無理だと思います。この議論は〇〇先生が以前からおっしゃっていた持論で、相続税を地方税にしてはどうかと言われていて、昔からあるかなり根本的な議論ですが、せっかくなので、一部地方税化という言い方がよろしくないということがありますので、そのあたりを、地方税として徴収するとか、そういうふうな表現で、今は頭出しするだけでよいのではないのでしょうか。〇〇委員がおっしゃるように、これを議論しようとしたら、分科会をつくって、もっと根本的にやる必要があると思います。

ただ政府の税制調査会があるから、税制全体については東京都から何を言っても無理なのでやらないという姿勢をとる必要はないと思うので、言うべきことは言ってよいと思うのですが、今の小委員会の場ではちょっとまだ熟していないような感じがしますので、頭出しするぐらいでしょうか。

【小委員長】 この課題と、それからいろいろな税目の活用、あるいは新たな税制についての考え方を含める形で、もちろん断定的なことは言えないので、今回の発言をまた確認させていただいたうえで、表現をこちらで考えさせていただきます。皆さんの発言された趣旨はよくわかりました。そういうことでよろしいでしょうか。

よろしければ、後半に参りたいと思います。目次で言いますと、「Ⅰ 税制改革の視点」の「4 環境を重視した税制」、「5 震災復興・防災都市づくりと税制」、それから「Ⅲ 温暖化対策税の検討」、「Ⅳ 震災復興・防災都市づくりと税制」、これらの部分につきましては、まとまった文章という形で今回出させていただきました。もちろん、第4回でいろいろなお意見をいただいたうえで書かせていただいております。これについてのご意見をいただければと思います。

【委員】 何点かあるのですが、一つは、48ページの2つ目のポツのところですが、全量買取の場合、自家消費相当量についても電力会社からの購入量に含まれ課税の対象となるということですが、この意味がちょっとよくわからないので教えていただきたいと思います。

【税制調査課長】 温暖化対策税は、電力会社から買った電気に対してかける形にした場合、全量買取制度が入ったら、売った電気は差し引きではなくて、例えば、電力会社から10買って、電力会社に5売ったとしますと、差し引きで5を電力会社から買っているという仕組みになっていなくて、買った量は10です、売った量は5ですという仕組みになっているのです。それで、電力会社から買った量に対して課

税する場合、10に対して課税するという仕組みになるということです。

【委員】 そういう意味なのですか。

【小委員長】 ○○委員。

【委員】 全量買取は事務局が今おっしゃったとおりなんです、8月26日に成立した法律で、来年の7月から実施ですが、住宅用の太陽光発電に限って余剰買取が存続します。もしその全量買取を全対象に適用するのであればこの説明が合っているのですが、余剰買取は、10発電して5消費したら、その残り5を売電できるという制度でございます。

【小委員長】 住宅における太陽光発電の記述は別のところにありましたね。

【税制調査課長】 48ページの2つ目のポツのところの話をされているかと思うのですが、2つ目のポツのところ、住宅等における太陽光発電を除き全量買取が実施されるというふうに前段で書いてありますので、その先はおっしゃったように全量買取の話をしているということでございます。

【小委員長】 そうですね。つまり、住宅の部分については、今と同じように余剰買取ということで、そこは課税されないということですね。

【委員】 57ページですけれども、「1 東日本大震災が投げかけた課題」の1番目に、電力需給構造の転換ということが来ているのですけれども、投げかけた課題の第1番目に電力需給構造の転換が来るのがちょっとどうかなという感じがするんです。いろいろな津波対策の問題とか、コンビナート火災の問題とか、液状化問題とか、いろいろあると思うのですが、なぜこれが一番最初に来たのかというのがちょっと疑問に思っておるわけでありまして。

それから、それに関連するところでは、61ページの①ですが、この61ページのところは「最大電力需要抑制のための電気の課税」という中の1項目であると思います。そうすると、この問題について、自家発電に課税するというに意味があるのかなという。4行目の最後のところに、自家発電を課税対象とする場合は云々と書いてあるのですが、最大電力の調整をするのに自家発電の問題を考慮に入れる必要性があるのかどうか、ちょっと疑問に思っております。

それから、62ページの③の前のところですが、ピーク対策についての最後のところで、電気への課税も一つの方策と考えられるというのですが、ちょっとこの意味がこの文章の中でよくわからないのですが、教えていただけますか。

【小委員長】 3点ありましたが、文章の意味ということについては、事務局からお願いします。

【税制調査課長】 まず1点目の電力需給構造の転換がなぜ1番上に来るのかということについてですが、実は、11ページのところから震災復興・防災都市づくりと税制ということについて、視点という項がございます。その中で被災地に関する事とか、今おっしゃっていただいた液状化とか帰宅困難者とか、いろいろなことが震災復興・防災都市づくりの観点で問題になりますということに触れさせていただいて、その中で、ここでは電気の部分と被災地以外の防災都市づくりについて検討したいというのを前のほうで一応整理していたつもりになっていまして、それでこちらの項に来たときにはそこを改めて言っていないということです。

続いて、課税対象と課税段階ということで61ページの①のところ、そこについて自家発電は分散型だというお話をいただきました。そのあたりは、分科会でも検討されたところ、62ページの③の軽減措置というところ、自立分散型の電力供給を推進する趣旨からすると、自家発電については当然、負担は軽減しますと。再生可能エネルギーであればさらに軽減割合を高めるということを書いてあります。そもそも、その次ですが、自家発電について軽減すると言ったときに、今回の分散型を推進する趣旨からすれば、全部軽減するという方策もあると思うのです。ただ、中長期的に温暖化対策というようなことも

気になるとすると、その扱いについて免税も含めて検討が必要だと軽減措置のところを書いていまして、その辺も含むと、課税する場合もなくはないかというような感じで前に書いてあるということです。

続いて、62ページのピーク対策について、「電気への課税も一つの方策と考えられる」という言葉の意味ですが、これはニュアンスという感じなんですけれども、電気への課税が唯一の方策であるとか、電気への課税が絶対の方策であるというようなことではきっとないだろうというニュアンスを表している表現です。

【委員】 しかし、この前段では電気の課税のことが書いてあるわけでしょう。ここに来てこういうことを言うのはちょっとどうかと思います。言葉の問題ですけど、私はちょっとそういう感じがします。

それから、自家発電の問題はピーク時対策としては、全く関係しない問題だと思うんだけどね。いわゆるピーク時の電力消費をしているわけではないわけ。自家発電は。だから、ちょっとその辺のところがどうかなという感じを持っております。

【小委員長】 ○○委員。

【委員】 確かにピークをカットするのに自家発電はしようがないのではないかという点については、○○委員のおっしゃるとおりですね。ですが、我々の議論するときの大目的として分散型の電源を促進するという目的がありまして、そういう意味では、自家発電の取り扱いについては課税を軽減、もしくは免税することによって、相対的にそちらを有利にしたいということがありまして、そちらの目的から自家発電の議論を別途やっているということなのです。

ですので、ピークの議論の一環というよりも、電力ピークカットのために電気課税をしますというのがベースにあって、ただし、自家発電については軽減、減免を考えましょうという文脈でここでは議論しているということになります。

それから、もう一つの、電気への課税も方策と考えられるという点なんですけど、ちょっとここは消極的というか、控え目に書いてあるのですが、電気への課税、この文脈から言いますと、スマートメーターというものがあまして、1個1個の電気消費量を時間単位で全部捕捉できるというメーターがあるのですが、これはまだ全然普及していないのです。もしこれがわかれば、ピークにどれぐらい使っているかというのがわかりまして、そのピークのところに電気料金をうまく上乗せして、他の時間帯については安くするという設定をすることは可能になっているのですが、現実には全世帯に普及していないので、スマートメーターを使った時間帯別のピークねらい撃ちの課税というのは実際にはできないのです。

したがって、電気課税。電気課税は時間帯によって税率を変動させるということは無理なのですが、本当はスマートメーターを使った時間帯別の料金設定というのができれば一番、政策効果はあるのですが、これができないので、電気課税するというのも一つでしょうと、こういう文脈でここは書かれているということになります。

【小委員長】 では、○○委員、どうぞ。

【委員】 私がこの部分で意見を述べさせていただきたいことは2点ありまして、まず65ページの課税の全体像の1つ目のところで、「資産価値に応じた負担」という記述があって、それは確かにそういう耐震化を行えば、その地域での利用価値というか、安全性が高まるというような意味で、資産価値が高まるということからそれに着目するということから考えると、その負担というのはいいと思いますけれども、その場合はどちらかというと応益的な側面も出てくるということなので、応益、応能とあえて強調する必要はないのではないかと思いますので、その次の資産価値に応じた負担の観点、つまり、応能での負担という部分を削ってもいいのではないかと思います。

それから、次は、70ページで、ここは、「税制の活用については以下の意見があった」ということな

ので、以下の意見があったということは、意見の列挙ですから、私の意見もぜひここで入れていただきたい。全く載っていないという感じがするので、いかがなものかと。つまり、耐震化、不燃化に消極的な人に対しては、課税を強化せよということを申し上げましたので、そういう考え方もあるという面をぜひとも載せていただきたい。

【小委員長】 ありがとうございます。

後のほうにつきましては、確かにこれは意見を列挙しており、結論を出したわけではないので、いろいろな意見がありましたので、これも以前の議事録を確認させていただいたうえで記述を入れさせていただきたいと思います。

前のほう、65ページのほうにつきましては、これはいかがでしょうか。〇〇委員から何かございましたら。

【委員】 これは、言い直しているのではないのでしょうか。資産価値に応じた負担、すなわち応能での負担となると、ちょっと文脈的には合わないですね。確かにおっしゃるとおりで、オランダの場合、洪水が発生するので、そういうことのために堤防を強化するとか、こういった事業をやる場合の負担を資産価値に応じてやっている。農地の土地の広さとか、あるいは建物の価値とかですね。当然、洪水が起きたときに受ける被害が、逆に堤防で守られるということから応益になっていますけれども、そういう意味では、資産価値に応じた負担、すなわち応益での負担の観点相対的に大きくなるというふうに言いかえたのであればそうですね。

【委員】 つまり、資産価値を持っている人は担税力があるという発想で書かれている、ここの記述になっているのかなと思ったものですから、両面あるのだろうと。応能という面もなきにしもあらずだし、応益という面もなきにしもあらずで、両方あるので、ここであえて応能とだけ書く必要もないので、そこはもう単純に、資産価値に応じた負担の観点でと、そういう意味です。

【委員】 それだけでもいいのではないかと、ということですね。

【委員】 そういう意味です。私はそう申し上げています。

【小委員長】 よろしいですか。では、〇〇委員、何かございましたら。

【委員】 先ほどの続きですが、63ページの④⑤⑥ですが、これは最大電力需要調整のための課税の問題の中の項目としては必要のない項目ではないかというふうに思うのですけれども、見解をお聞きしたいと思います。

書くならば、電気課税全体の問題としての項目の中に入るならいいのですが、最大需要抑制のための税制について、こういう④⑤⑥のような論点を書く必要性はないのではないかと思いますけれども。

【委員】 〇〇委員がおっしゃる④⑤⑥が必要でないという趣旨がちょっとまだよくつかめていないので、もう一度お願いします。

【委員】 ここのところは、電力の最大需要抑制のための税制について書く場所だと思うのです。だから、最大電力需要抑制のための税制について改めて税源配分の問題だとか税率とか買取制度とか、そういうことを書く必要性は全然ないのではないかと思うのです。もし書くならば、電気の一般的な課税の問題の中でこういう問題は触れるべきだろうと思っています。

【委員】 ただ、この税についても、都だけで実施するというを考えているわけではなくて、全国的な地方税としてということ想定しております、その意味では、結果として上がってくる税収をどういうふうにして配分するのかという論点、あと、もちろん税率といった論点はどうしても不可避免的に発生すると思います。

【委員】 それは発生するかもしれないけれど、ピークカットのための税制の問題だと思うんですね。

ピークカットのための税制ならば、こういう問題をここで論ずる必要性は全くないと思うのですが。

【委員】 もちろん、税源配分の問題はともかくとして、⑤の税率についても課税自主権という形で全国課税をしたうえで、地域特性に応じた、つまりどの程度ピークカットすべきかという点は政策課税の観点からいっても、関西電力のエリアと東京電力のエリアでまた需給の逼迫状況が異なりますから、そういう意味では例えば税率についても地域ごとに税率決定権を付与しておくのが望ましいという点についても、どうしても論じざるをえないというように、これは私どもでは議論していたのです。

【小委員長】 それでは、〇〇専門委員から。

【専門委員】 〇〇委員の意見に補足させていただきますと、税率に関しては、今まさにおっしゃられたように、地域によって電力の逼迫状況が違いますし、それから、実は消費者とか企業がどのぐらい課税上昇に対して電力を抑制するかという、効果があるかということ、地域差があるということも指摘されておりますので、実際に導入するとなったら、そういった需要面での反応の地域差も考えて、自治体が税率を設定する、できるということが重要になってくるのだらうと思うので、⑤に関しては必要かと思えます。

ただし、ご指摘のとおり、59ページの(2)のところが、タイトルが「最大電力需要抑制のための電気への課税」というふうになっているんですね。ところが、57ページの1の(1)を見ると、「電力需給構造の転換」で「需要抑制と自立分散型供給」という2つのテーマがあつて書かれていて、ご指摘の63ページの④と⑥は、自立分散型供給などを考えるときにはここが大事だと思うという視点なんです。そこが、おっしゃられたように、59ページの(2)でピークカットのことだけがタイトルになっているので、ちょっと整合していないという問題があるかと思えますので、そこはちょっと整理したほうがいいのかと思います。おっしゃられるご指摘は、ピークカットとはちょっと整合していない、ということですね。

【委員】 税率の問題はわかりました。

④と⑥については、ちょっとどうかかなと思っているのですが。

【小委員長】 この点、もちろん答申というのは全体を通して1つのまとまりをもったものですが、個別の課税案という形で存在している部分もあるので、それぞれの課税についてここで言われている税源配分、税率、再生可能エネルギー買取制度という点に言及しておくことは、私は必要ではないかと思っております。

ただ、今、〇〇専門委員が言われたとおり、59ページの下、この(2)について、もう少し適当なタイトルがあるのかもしれないので、そこは考えさせていただきます。

いかがでしょうか。この点に関して。では、〇〇委員。

【委員】 先ほどからの議論と関わるのですけれども、ここの4節のところで、需要抑制という言葉と、消費抑制という言葉が出てきたり、最大需要抑制という言葉が出てくるのですけれども、まず、一番最初の57ページのところで言っている需要抑制というのが、つまりピーク時のカットという意味での需要抑制を言っているのか、そうではなくて、全体としての需要の抑制ということ論じようとしているのか、それによって、目指す政策のあり方が違ってくるのだらうと思います。

この夏、皆さん、随分省エネをしたと思うんですけども、東京電力の立場にたてば、むしろ深夜は使ってくれたほうが収入が入るので補償金が稼げるというような話もあつて、だから、ピーク時のカットが非常に重要なんだという考え方も一つあるだらうと。他方で、これから省エネ型ということを考えていくうえでは、そういうピーク時にとらわれず、幅広い需要の抑制ということを考えるということも大事なのかもしれないのですけれども、どちらを目標にするのかということが、ちょっと全体を読んでいて非常にわかりにくかったです。それから、マクロベースでの需要の抑制という話と、個々の事業者とか家計の

需要の抑制ということでもちょっと考え方が違うのだろうと。

場所によっては、読んでいくと、要するに、個々の事業者が電気を使えないということは、財・サービスの生産を抑制しろというふうにも読めてしまうような記述もあるので、誰に向けて発信するかということにもよるのですけれども、幅広い方の目に触れるのだとすると、マクロ的な抑制という話と個々の利用者の消費を削減しながらどういう努力ができるかというところの書きぶりを、ちょっと調整をしないと何か誤解を生む可能性があるなというふうに思いながらこれを拝見しました。

【小委員長】 ありがとうございます。

〇〇委員。

【委員】 57ページに大震災の話は書いてあるのですけれども、3.11以降、電気の需要に関係する考え方なり流れというのは変わったように感じます。これはもう前からやっていたらしゃるの存じ上げていて、こういう書きぶりになっているのでしょうかけれども、読んでいて、すごく違和感があるんです。最後を取ってつけたようにありますけれど、まちづくりの話になっていますね。震災の話で。電気のほうは、もう原子力は増やさないということは、大体、既定要因でしょうし、いや、増やしてもいいですけれども、基本的な論調はそうですし、あと、東京電力の価格のつけ方がいかにいいかげんだったかというのも大体わかってきていますし、そこら辺を何か折り込んだ書き方をしないと、違和感がある書き方になっている感じはします。

あとはテクニカルなところで、シミュレーションにおける価格設定の方法はどうなのでしょう。東京電力は独占だから、独占を前提としたシミュレーションをやっているんですか。

その2つです。

【小委員長】 今のところは、電力に関して、3月以降、状況がかなり変わっている。前提条件が変わっているのではないかとということで、今回の答申案のうちⅢにつきましては、基本的に昨年度の中間報告の内容を踏襲した形で、それを多少修正してはいますが、基本的には同じものです。Ⅳのほうは、まさに震災後の都市づくりということを掲げている。そのつながりが非常にぎこちないと。

【委員】 つながりというより前提条件ですね。

【小委員長】 前提条件としては非常にぎこちないということですか。

【委員】 何か、もう時代が変わったような感じがします。これはこれでしょうがないと言えましょうがないですけれども、読んでいてすごく違和感があるのは否めません。個人的には、だから、変えてほしいという意味でもないですけれども、読んだ人がそう思うだろうなということ。す。

【小委員長】 全体の構成にも関わることですけれども、これについてご意見、いかがでしょうか。〇〇委員。

【委員】 震災後、認識の変化ということについては、Ⅳの冒頭で東日本大震災が投げかけた課題ということで、今、〇〇委員がおっしゃったような原発の問題、それから再生可能エネルギーを飛躍的に拡大しなければいけない、分散型の電源を拡大していかなければいけない問題であるとか、電力を巡る認識が大きく変化したということについては書き込んであるわけです。もしくは58ページの電力需給構造の転換の基本的考え方とところに、このあたりはかなり書き込まれているというふうに思うのです。

ただ、おっしゃるように、全体として、Ⅲ、Ⅳですか、温暖化対策税と震災後の税制対応と、通して読んだ場合に、確かに温暖化対策税に関しては震災前の、これは3年間の答申ですので、昨年度やったものが基本的に大きく変更することなく入っているというあたりから、少し違和感を持たれたということはあるかもしれませんが、です。ひょっとすると、Ⅲの前にそういう認識を書くべきなのかもしれないですね。

私の考えとしては、前半の温暖化対策に関わる税金というのは、長期的にはやはり重要性を失っていないと思うのです。短期的には電気に関する考え方が大きく変わる中で、原発を減らしていくということが国民的な世論になりつつある中で、短期的には火力発電所を増やしていくという方向になりますから、どうしてもCO₂は増えてしまうと。再生可能エネルギーは増やさなければいけないけれども、すぐには十分な供給ができないという中において、CO₂がどうしても増えてしまうということですね。これは短期的にはピークカットと、それから、火力による代替で安定供給を図るとというのが喫緊の課題ですので、そういう方向に行くわけですが、長期的には炭素への価格づけというものをやはりしっかりやっていかないといけないのではないかとという観点から、Ⅲ、Ⅳをずっと通してみると、Ⅲは今回の震災にもかかわらず、国際的な問題として重要な温暖化対策について東京都税制調査会としてどういうふうに考えていくかということであって、Ⅳは今回の大震災を受けて、とりあえず短期的に何をしなければいけないか。その中で特にピークカット。先ほどの〇〇先生のご質問にお答えすると、やはり焦点を当てているのはピークカットなんですね。一番焦点を当てているのはピークカットで、ピークカットなので課税の方法を見ていただいたらわかりますように、課税の仕方は単に電気に普通に課税するというのではなくて、キロワットアワー当たり幾らというのではなくて、61ページに書いていますように、契約電流、契約電力に対する課税、つまりアンペアが下がれば税金が安くなるというタイプの課税と、それから、基本的には大量消費に対する課税、標準を超える使用料、つまり第三段階料金区分に対する従量課税というふうにして、単にまんべんなくかけるという形ではないわけですね。

これに対して温暖化対策税というのは、基本的には炭素含有量に応じて課税という形があります。

【委員】 でも、ピークカットではそんなにCO₂には貢献しないのではないですか。

【委員】 ピークカットは、今回の震災対応として今年度議論してきたことで、震災対応とは別に温暖化対策に関しては長期的な観点から別途議論してきたものであって、その重要性は引き続き変わらないであろうという観点から、場合によっては併存し得るものとしてここでは提示しているわけです。

【委員】 それは明示されているんですね。ちゃんと初めから。

【委員】 前回、その点についての議論がありまして、質問もあったと思いますけれども、長期と短期ということで分けているわけです。ですので、ⅢかⅣかという選択で、やはり今はⅣのほうが重要だろう、Ⅲは要らないだろうという議論ではなくて、むしろⅢとⅣは、同じ電気課税ですけれども、違う考え方に従った課税案であって、課税のかけ方も違いますし。

【委員】 でも、中国とアメリカがやってくれないと。

【委員】 まあ、そうですねけれども。

【委員】 全く効果はないと思いますけれども、まあ、それは。

【委員】 整理しますとそういう考え方なんです。場合によっては併存し得る可能性もあるのではないかと。そこははっきり書いていないですけども、前回の議論に対するお答えとしてはそうなります。

【小委員長】 ただいまご議論がありましたところ、大きく言いますと、ⅢとⅣの関係ということで、前から議論が出ておりました。確か答申案の中にも反映されていたと思います。ⅢとⅣは択一ではなくて併存も当然あり得るということについては、第4回小委員会のときに議論になったかと思いますが、そのように確認させていただいたと思います。

そう考えたときに、この書き方ですが、Ⅰの4と5のところに、震災のことについてもいろいろと書いてあります。そのために、Ⅳの冒頭ではあまり震災の津波であるとか、あるいは人的、物的な損害についてはあまり深くは触れていないわけですが、改めてⅠの4と5に書かれているようなことと重なる面があっても、やはりそれを書かないと、全体の論調が非常に唐突な感じを受けますと思いますので、その整合性

をとれるようにさせていただきます。

それから、ⅢとⅣの関係についても、中長期のこと、それから緊急のことという、課題のタイムスパンが違いますが、そういうことを含めて、整合性がとれるように文章を考えさせていただきます。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 電力の問題は、津波の問題というよりも東京電力のガバナンスの問題だろうと僕は思うんですけども、ここまで明示的に書いていいのですか。要するに、震災のために電力供給能力が急減したのですか。ここら辺も一定の政治的な見方にくみするという形にはなるのではないのでしょうか。個人的には非常に間違った書きぶりかなと思っています。

【小委員長】 〇〇委員、どうぞ。

【委員】 60ページ目の下から8行目ぐらいからの書きぶりで、先ほどからご議論の問題はここにあると思うのですが、「温暖化対策税を中長期的に温暖化対策として」「ピークカットのために」と、2つあるのですが、両方とも同じようなところがゴールであろうとおっしゃっているのですが、温暖化対策税は基本的な理念としてはCO₂にリレートさせて、かつ、東京都自身は実はピグー税の裏側も欲しいと、税収も欲しいということですので、温暖化対策税は基本的な理念はCO₂リレート。かつ、ピグー税の裏側が欲しいというのがあって、ピークカットは、先ほど、基本的に〇〇先生もおっしゃられていたとおり、需要の価格弾力性に基いてやるものですから、そもそも何にリレートさせるかのものが違うので、本質的に違ってしかるべきものなのに、電気に課税するから乗せてしまえという話になっているから問題があると思います。

しかも、ピークカットの場合には、税収を当てにしていないはずであるからこそ、先ほど〇〇先生がおっしゃられていたとおり、何で税金の取り方とか税率とかのことまで細かく言うのかと。そのとおりで、ピークカットに関しては、少なくともピグー税の一面だけでいいわけですよ。裏側の税収を当てにしていないわけですから。つまり、二重の配当のうちの税収のほうを期待していないものわけですから、だとすると、温暖化対策税とピークカットは、どう考えても並列できないものだ。つまり、全く質の違うものなのではないかという意識で書きぶりを改めないで、ちょっと読み手はきついというのが実感なのではないかという印象です。

例えば、62ページ目の一番右上にある第三段落、これは先ほど〇〇先生もおっしゃられていた、今、可能な範囲の中で最もピークカットに貢献しそじゃないかという話があるんですけども、おそらくここも〇〇先生が書かれているときには、ここで税収を当てには全くしていないはずなんです。ピークカットの効果をもつごく期待している部分だと思しますので、何となく温暖化対策税の理念とねらい、それからピークカットのねらいを区分して整理なされることが非常に効果的に、今までいただいていた批判とかコメントを整理するのに役に立つのではないかと思います。

ただ、〇〇先生がおっしゃっていた、消費者と事業者という視点は、今の僕のコメントの中にはないのですが、そう思います。

【小委員長】 この点について、〇〇委員、いかがでしょうか。

【委員】 全く〇〇先生がおっしゃるとおりです。一応、両者は違うもので、峻別すべきですよ。ですので、峻別するからこそ、併存できるという表現をしたのはそういう意味です。

【委員】 そうですね。

【委員】 同じようなタイプのものであれば、単に二重課税するだけで、わざわざ2つに書き分ける意味はないんじゃないかと言われればそうなんです、全く違うものなのです。

【委員】 わかりました。

【委員】 ただ、そうすると、かけ方については、〇〇委員がおっしゃったうちの税率について我々がこだわっているのは、ピグー税であるとすればやはり政策的に意味を持たなければいけないので、税率のかけ方はしっかり議論すべきだろうと。ただ、税収配分まで細かく議論する必要はないと言われれば、そうかもしれません。棚からぼたもちで入ってくるものを、今からあれやこれやと議論する必要はないと言われれば、そうかもしれませんが、思いとしては分散型電源だとか、再生可能エネルギーとか、そういうものへの支出というのをやっていくべきだろうという気持ちではあったということです。それはメインの目的ではないと言われたら、そのとおりでございます。

【小委員長】 〇〇委員、どうぞ。

【委員】 CO₂削減という目的が一つと、それから、たまたま最大供給力を東京電力が失ったので、ピークカットをしなければならないという目的が2つあって、まあ、そこまではいいと思います。それから、幸か不幸か、原子力を含めた電力課税であって、技術的な理由によって炭素課税にしていなかった答申案なので非常によかったと。発電時にCO₂を排出しないという理解で、原発つくれ、つくれと言っていたら、福島第一原子力発電所のレベル7深刻事故以降の答申としては、全く成立しなかったもので、そこは分科会の先見の明があったとは思っているので、それはよかったと思うのです。そこでもう一つ、需要抑制と自立分散型供給という話ですが、この自立分散型供給が一体どういう目的なのかは、どうなのですか。私のイメージだと、東京電力に任せていたから足りなくなったんだから、みんなでいっぱい電気をつくれというリスク分散ですよ。要は、小規模火力をたくさんつくっていく。あるいは、東京都自身も火力発電所をつくっていけば、リスク分散にはなるという目的も、少なくとも震災関係では多い。単一の供給・配送電事業者によってまかなうということのリスクがあまりにも大きいという話が一方でありますよね。ただ、それはみんなが火力発電所をつくったら、簡単に言えば需要の抑制には全然ならないし、そもそも炭素も増えるという話にもなり得るわけです。しかし、リスク配分という意味では、それは一つ目的になると思うのです。

ただ、同時に、自立分散のほうは再生可能エネルギーであるという大前提に立てば、それは両方成り立つでしょうという話になるので、ちょっと議論が混在しているような気がします。しかし、現実的に自立分散型をやるのだったら、火力でやるしかないと思うのです。つまり、各事業者、IPPとかが増やして、かつ東京電力の送電網を使わないでやっていくということをしなかったら、リスク分散できないわけです。現在、IPPでも送電網を使うから、計画停電に対してはリスク分散できなかったわけですよ。だから、そういうものも含めて、リスクヘッジが震災で必要になったというのが一方であると。それから、それは両立させようと思うと、再生可能エネルギーによる自立分散と称するものがあるが、これはほとんど量的には期待できないとする。CO₂削減は、それは長期的には大事ですという話は言えると思うんですけども、短期的には、リスク分散の話がもうちょっとあってもいいのではないかという気はいたします。

ただ、これは、そうすると答申で言う需要抑制という概念とまた別ですよ。IPPによる自立分散発電は、東京電力に対する需要抑制には貢献するというにはなる。答申案はある意味で東京電力に対する需要を抑制することは、同時に電力自体の需要抑制ということですよ。これはいわば独占を前提にした考え方です。ただ、供給を増やしてしまえば、つまり、東京電力に頼るほうが間違っているんだと、みんなでつくればいいじゃないかと、東京都もつくるでしょうと、こういう話ですよ。そうだとするならば、電力供給への減税ということになるわけです。もちろん、そういう投資を湾岸地域において、遊休地において火力発電所をどんどんつくれと。CO₂は増えるかもしれないけれども、しかし、短期的リスクヘッジのためにやむを得ないと。こういう政策判断もあると思うので、何か三つ目の目的もちらほらと見え隠れしているし、少なくとも東京都はそっちのほうを全体としては志向しているのではないかと。当面

はまず、供給力を増やすと。それも東京電力に頼らずに。株主なんだから東京電力にやらせるという手もあると思うんですけども、それだと東京電力のガバナンス問題を言うと、東京都の株主責任の問題にもなるので、多分、言いにくいだろう。いや、だからこそ、東京都は株主としてちゃんとやれという答申の言い方もありますが、それはさておくとする。そうするとリスク分散としての自立分散の話も、震災関係では大きなテーマではないかなという気はします。

【小委員長】 ありがとうございます。

この点、いかがでしょうか。分科会メンバーからは何かございますでしょうか。〇〇委員、どうぞ。

【委員】 そうですね、〇〇委員がおっしゃったリスク分散は議論の中でずっと念頭にありました。でするので、やはり集中電源で来たことで、首都圏全体がああいう形で計画停電に陥るということになったわけですので、その教訓として分散型をもっと強化していくべきではないかと。最終的にはグリッドの考え方そのものを変えていくということになるのですが、グリッドをもう少し小分けをしながら、自立分散型のグリッドを束ねていって、それが全体になっていくネットワークを形成していくという。場合によってどこかがやられたとしても、周りは生きているというような形にだんだんしていくべきではないかというのが、一応、究極の絵としてはあるんですね。

その場合に、短期的には火力でやらざるを得ない。東京都の場合は非常に効率のいい天然ガスを考えていらっしゃるみたいですが、そうしていかざるを得ないというのはそのとおりで、そのプロセスではどうしてもCO₂が増えてしまうということですが、それでというわけではないですが、やはりCO₂課税というのは本当は必要で、短期的には優先順位が違うのですが、長期的にはやはり増えたCO₂をどうするのかということはいずれまた問題になってきまして、それをさらに再生可能エネルギーで代替していくというのがもう少し長期の姿だと思うのです。でするので、実はここで議論している温暖化対策税というのは、CO₂課税の話と電気課税の話と、二つ含まれています。電気課税にかなり力を入れて書いているので、少し前半のほうの印象が薄いかもかもしれませんが、実は、化石燃料へのCO₂課税も議論をしております。その両方を議論しているということですね。

以上が〇〇先生のご発言に対するコメントですけれども、もう1点、私からのコメントということで、47ページですね。再生可能エネルギーの買取制度との整理というのが47ページに出てきています。それから、〇〇委員ご指摘のところでも、63ページ⑥、再生可能エネルギー買取制度との整理ということがございます。これは、要らないのではないかという議論もあったのですが、必要なのは、どうしても電気課税で重なってくるんですね。でするので、消費者の側から見れば、同じ電気に対する課税であって、負担の調整ということはどうしても考える必要があるというのが1点と、もう一つは、買取制度と目的が整合的かという問題がありまして、それでこういう節をわざわざ設けているということになります。

47ページのほうで、この文章は多分、今回の8月26日の買取法案が通る前に書かれた文章で、まだ太陽光の余剰買取制度だけが合った時代に我々が議論した結果を反映している文章なので、「再生可能エネルギー買取量が少なく転嫁による負担は軽微と考えられ」と書いてあり、今はあまり深く考える必要はないというような話だったのですが、全量買取が入りましたので、これは結構な負担になってくる可能性がある。ここの表現を少し修正しておく必要があると思います。

【小委員長】 後半部分について、いろいろとご意見が出されております。大体予定の時間が来ているのですが、まとめさせていただく前に、そのほかの論点がございましたら。〇〇委員。

【委員】 全般的な問題なのですが、この答申案が地方財源の充実という観点で地方の意見としてこれから答申として出そうとしているわけですが、内容はほぼ増税案であるということであるわけです。それで、一方、国は大震災に伴う復興財源に伴う税収を確保するための増税案をもう既に検討しておりますし、

また、社会保障と税の一体改革の問題で消費税の増税の問題が議論されております。そういう中で、地方の財源を充実するために、こういう地方税源を充実しろという意見を出すのが適当かどうかという問題は私は考えるわけですが、こういうものを出した場合に、特に税法を議論する国会の場で、今ごろ何だというような感じを持つ方もおるでしょうし、国民、納税者の方も、また増税が来るのかという感じを持つ人が多いかと思うんです。

そういう意味において、どうしてもこれから地方税の税源を充実するためには、国の段階で国の税制調査会が始まる前ぐらいに、地方としての意見を出すぐらいのスピードでやらなければ、地方の意見というのは通らないのではないかと思うわけです。そういう意味で、国と地方の協議の場というのができたわけですけれども、この協議の場において地方団体の意見をスピーディーに、積極的に国に申し入れるという必要性があるのではないかというふうに私は思っております。

【小委員長】 ありがとうございます。国と地方の協議の場については、この答申案の5ページの真ん中あたりにアンダーラインが入っていますが、前回の小委員会でご議論がありまして、それで追加させていただいております。

東京都税制調査会は、今回、答申をまとめようとしているわけですが、震災対策はもちろん今年度だけですけれども、21年度、22年度と中間報告を出しておりまして、既にそれらについては発表してきておりますので、いろいろな努力は重ねてきたと申し上げさせていただきたいと思っております。

それでは、確認をさせていただきたい点をまとめさせていただきます。いろいろな論点がございます、1点目ですが、税制の抜本改革に関わる部分については、33ページの財源調整論というタイトルにつきまして、これは見直そうということでございました。

それから、2点目に、大きな議論になりましたのが、72ページの相続税の一部地方税化という表現に関する問題がございました。この点について、先ほど申し上げたとおり、考えさせていただきたいと思っております。

それから、温暖化対策と、震災復興・防災都市づくりに関してですけれども、大きい議論であります、電気に関する課税の問題でございます。これにつきましては、先ほど申し上げたとおり、まず、震災のインパクトによって、課題がどう変わり、どう変わらないのかということについて、Iの4、5で触れていることと、III、IVの冒頭でそれぞれ述べていることとの整合性をとりつつ、議論を補っていきたいと考えております。ただいま、多くの委員からご発言いただいたことを踏まえて、記述を補っていきたい、これが3点目です。

4点目は、58ページから59ページにかけて、「電力需給構造の転換」の「(1) 基本的考え方」、それから59ページ以降の「(2) 最大電力需要抑制のための電気への課税」、ここに議論が集中しまして、ここではやはり温暖化対策という中長期的な課題とピークカットの関連が一つ。それから、ピークカットについては、電力会社、あるいは電力供給システムの見直しをどう考えるかという非常に大きな問題に関わってくるわけですが、それに東京都税制調査会としてどこまで触れるのか、ということになると思っております。そういったところの記述、つまり(1)と(2)に関わる記述を少し見直させていただきたいと思っております。それに当たっては、今回ご発言いただいた内容について、皆さんの意見に違うところがありますので、全部を取り入れるのは難しいのですが、それをうまく取り入れさせていただきたいと考えております。

主な点はそういうところだったかと思うのですが、いかがでしょうか。

それでは、よろしければ、今申し上げた点が主な修正点ということになると思っております。では、今までご議論いただいた点を踏まえて案文の修正を行わせていただきます。この修正につきましては、会長、それ

から私、温暖化対策税や震災復興・防災都市づくりにかかわる部分については分科会長の〇〇委員を含めて、この3名にお任せいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【委員】 17ページのところが入っていませんでしたが、消費税の議論でして、小売上税を議論していませんから、ここはもう1回表現をご検討いただきたいと思います。

【小委員長】 その点は、先ほどの〇〇委員、それから〇〇委員のご発言を受けて、表現を修正させていただきます。

では、その点も含めて、お任せいただければと思います。

それでは、本日の議事を終了いたします。お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。これをもちまして第6回の小委員会を閉会させていただきます。

— 了 —